令和8年11月
防災対策部消防・保安課

アーケードを有する商店街に係る調査結果について

令和8年8月31日(月)に伊勢市岩渕1丁目の明倫商店街において大規模な建物火災が発生し、焼損棟数が60棟(令和８年９月30日時点)に及ぶ甚大な被害が生じました。

このたび、各消防本部に対し、アーケードを有する商店街に係る調査を行いましたので、その結果を報告します。

1 調査対象及び調査期間

(1)調査対象・・・・県内15消防本部

(2)調査期間・・・・令和8年9月8日(火)から令和8年9月18日(金)まで

2 調査結果

(1)アーケードを有する県内商店街数(※1)

	商店街数	消防法施行令別表第1の18項(※2)に該当する商店街(アーケードの延長50m以上)			消防法施行令別表第1の18項(※2)に該当しない商店街(アーケードの延長50m未満)
			連結送水管が設置されている商店街	連結送水管が設置されていない商店街	
計	**14**	**12**	**10**	**2**	**2**
桑名市	3	2	1	1(※3)	1
四日市市	7	7	6	1(※4)	0
津市	1	1	1	0	0
伊勢市	3	2	2	0	1

※1 天井や屋根で覆われた通り(道路全面に屋根等がある)に複数の商店が並ぶ集合体をいう。

※2 延長50m以上のアーケードをいう。該当すると防火対象物として消防法の規制対象となる。

※3 消防法施行令の適用除外となっている。

※4 アーケードの建設年が消防法施行令制定(昭和36年)以前のため設置が義務付けられていない。

(2)消防活動上の支障・課題

	特に支障なし	支障・課題あり	内訳(複数回答)				
			空き家・空き店舗の内部状況不明	アーケード内への消防車両の進入困難	煙・熱がアーケード内に充満しやすい構造	夜間・休日の関係者への連絡困難	消防隊の進入口・足場不十分
計	**7**	**7**	**5**	**3**	**3**	**1**	**1**
桑名市	0	3	2	1	1	0	0
四日市市	7	0	0	0	0	0	0
津市	0	1	1	1	1	1	0
伊勢市	0	3	2	1	1	0	1

（3）火災防ぎょ計画（※）の策定状況

	火災防ぎょ計画策定済み
計	**14**
桑名市	3
四日市市	7
津市	1
伊勢市	3

※　木造の建築物が多い地域など、大規模な火災につながる危険性が高い地域等で火災が発生した場合に備え、消防本部が地域特性を勘案した活動の重点や消防水利の確保等について、事前に定めておく計画をいう。

なお、当計画の策定又は見直しは、義務付けられているものではないが、総務省消防庁から推奨されている。

（4）火災防ぎょ訓練（※）の実施状況（消防本部単独又は商店街との合同による）

	火災防ぎょ訓練実施あり			火災防ぎょ訓練実施なし
		商店街と合同	消防本部単独	
計	**10**	**3**	**7**	**4**
桑名市	1	1	0	2
四日市市	7	0	7	0
津市	0	0	0	1
伊勢市	2	2	0	1

※　消防本部が主になって実施するものをいうが、義務付けられているものではない。

（5）予防啓発活動の実施状況（消防本部による）

	予防啓発活動実施あり
計	**14**
桑名市	3
四日市市	7
津市	1
伊勢市	3

3　今後の対応方針

本県として、消防本部には策定済みの火災防ぎょ計画について必要に応じて計画の見直しを促していくとともに、火災防ぎょ訓練や予防啓発活動について定期的な実施の呼びかけを行い、防火対策に万全を期していきます。